

# 論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	塚本 遼平
論文審査担当者	主 査	:長谷川淳一 (慶應義塾大学経済学部教授) Ph.D.	
	副 査	:矢野久 (慶應義塾大学名誉教授) Dr. rer. soc. :飯田恭 (慶應義塾大学経済学部教授) 博士 (経済学)	
	面接担当	:松沢裕作 (慶應義塾大学経済学部准教授) 博士 (文学)	
		:井深陽子 (慶應義塾大学経済学部准教授) Ph.D.	
(論文審査の要旨)			
論文題名：西ドイツにおけるドラッグ問題の社会史的考察—ノルトライン・ヴェストファーレン州の警察と精神医学に焦点を当てて—			
<p>塚本遼平君の博士学位請求論文は、第二次世界大戦後の旧西ドイツ（以下、西ドイツ）におけるドラッグ問題への対応策がいかに展開したのかを、ノルトライン・ヴェストファーレン州（以下、NRW 州）での、警察によるドラッグ統制と精神医療施設での依存治療とに焦点を当て、明らかにするものである。</p> <p>西ドイツでドラッグ問題が重大な社会問題として注目され始めるのは、若者の間で大麻などのソフト・ドラッグの流行が顕著になった 1960 年代末のことであり、70 年代に入ると、ヘロインなどのハード・ドラッグも広まり始め問題は一層深刻化した。1969 年に発足したブランド政権は、翌年、ドラッグ対策の基本方針を発表し、1971 年には麻薬法を制定した。これらの施策は、ドラッグの供給者と受給者を峻別した、複線的な性格のものにとらえられてきた。すなわち、ドラッグの違法密売の従事者には、警察等が統制や厳罰をもって対処する。その一方で、軽率にドラッグに手を染めてしまった若者には、精神医学の専門家や福祉関係者らによる啓蒙や相談、治療を提供する、というものであった。</p> <p>ドイツのドラッグ問題に関する先駆的歴史研究である、ブリーゼン(D. Briesen, <i>Drogenkonsum und Drogenpolitik in Deutschland und USA</i>, 2005)やホルツァー(T. Holzer, <i>Die Geburt der Drogenpolitik aus dem Geist der Rassenhygiene</i>, 2007)は、連邦レベルで策定された上記の法令等の内容や制定過程を検討しているものの、それらの中で実際に、いかなる対応策がとられたのかについては検討していない。西ドイツでのドラッグ問題への対応を実態面から考察するには、連邦国家として州の独自性が極めて強いことを念頭に、ドラッグの密売人、使用者や依存者と直接的に対峙する公的機関や専門家集団に州レベルで注目しなくてはならない。本論文の実証分析は、連邦文書館 (Bundesarchiv) に所蔵の連邦各省庁に関する未刊行史料に加え、NRW 州立文書館 (Landesarchiv NRW) に所蔵の州各省庁や州内の警察署に関する未刊行史料と、州東部の福祉・医療行政を担当</p>			

するヴェストファーレン・リップ地方連合(Landschaftsverband Westfalen-Lippe : 以下、LWL)文書館(Archiv des Landschaftsverbandes Westfalen-Lippe)に所蔵の未公開史料（特に保健衛生制度課および精神医療諸施設の文書）に依拠して、この要請に応えている。

本論文での詳細な実証分析の部分は、以下の4章から構成されている。第1章では、第二次世界大戦終結後から1960年代半ばまでのドラッグ統制と依存治療を考察している。この時期は、若者の間でソフト・ドラッグが流行する以前の時期にあたり、依存者の多くは治療の過程で医薬品依存に陥った者であった。先行研究では、依存者数や犯罪検挙件数が低水準であったことから、ドラッグ統制は成功していると当時は見なされていたことが強調されているが、かかる見解の存在を実証的に示してはいない。これに対し本章は、依存治療を担当する精神科医の間で、アルコール中毒と比較してドラッグ依存への関心は総じて低調であったことを示す一方で、ドラッグ依存者による医薬品の不正入手の取り締まり権限を喪失させた警察が、ドラッグ統制に関する危機意識を募らせ、まだ社会問題化はしていなかった大麻などのソフト・ドラッグに注目を移していったことを明らかにする。

第2章では、ソフト・ドラッグの流行が社会問題化した1960年代末から70年代初頭にかけて、先行研究では等閑視されてきた、ドラッグ問題の当事者たちと直接に対峙する警察や精神医療の専門家たちの対応の実態が明らかにされる。NRW州の至る所で若者たちのドラッグ使用が確認されるようになると、同州の警察や精神医療関係者もドラッグ問題に積極的な対応を見せるようになった。NRW州警察は、密売組織をターゲットにした犯罪対策強化だけでなく、末端使用者予備軍の若者を自治体の福祉行政機関である青少年局に引き渡したり、反大麻キャンペーンを実施したりするなど、ドラッグの需要者側にも積極的に関与した。また、NRW州内のLWLの精神医療の専門家も、ドラッグ依存に対するそれ以前の冷淡さを一転させ、ドラッグ依存者に特化した治療方法の構築や精神医療施設内でのドラッグ依存専門科の設置などの諸改革を積極的に進めた。

第3章では、1970年代におけるハード・ドラッグ、特にヘロインの流行が、警察の統制活動に及ぼした影響を考察している。ハード・ドラッグの流行に伴いドラッグの密売組織が犯罪戦術を多様化・巧妙化させると、警察の統制活動は激化し、犯罪摘発のターゲットが大きく拡大した。本章はこの拡大の過程を、1975年10月にNRW州西部の都市アーヘンで行なわれた、依存者の支援活動を実践するドラッグ相談所の強制捜査などの重要な事例の実証的な分析を通して明らかにしている。この拡大はさらに進行し、

1970年代後半には、連邦刑事庁と各州刑事庁の代表者らによってヘロイン使用者識別のための具体的指標が作成され、それに該当する人物を潜在的なヘロイン使用者として重点的に把握・監視し情報を収集することによる、ドラッグ犯罪の予防がめざされるようになった。

第4章では、ドラッグの需要者側に関する対応策について、1970年代初頭に構築されたNRW州内のLWLの依存治療体制が治療の実践の中で直面した諸問題と、それらに対する克服策を、80年代初頭までの時期を対象に検討している。そこでの治療自体は、伝統的な断薬主義にもとづくものであった。依存者にドラッグを断ち切れさせようという精神科医の取り組みは、既に1970年代前半に、依存者の施設脱走や医療提供者に対する暴力行為に直面した。1970年代後半にヘロインの流行が昂進すると、脱走や暴力、さらには過剰収容といった問題は一層先鋭化した。LWLは、病床、すなわち断薬のための入院治療の場を増やすことに腐心したが、他国で進められていたような、治療目標や治療方法の抜本的な改革への強い関心を示すことは依然としてなかったのであった。

ここで、本論文の研究上の貢献を確認しておきたい。本論文は、先行研究が等閑視してきた西ドイツでのドラッグ統制や依存治療の実態の諸相を実証的に明らかにし、新たな知見を呈示した。まず、第1章は、先行研究が主張する、ドラッグ統制が成功していたとの見解の存在を、実証的に否定する。すなわち、第二次世界大戦後の占領期に各州では、刑事警察が主務機関として統制活動を積極的に展開した。しかし1952年の方針転換以降、主要な任務を各州の保健当局が担当することとなり、ドラッグ統制における刑事警察の役割は大幅に減退した。刑事警察は、1952年以降の犯罪件数の減少の要因をまさに統制権限の喪失に見ており、事態に対する懸念を募らせていた。つまり、少なくとも刑事警察にとって、ドラッグ統制は成功と呼べるものではなかったのである。しかもこの懸念は、ソフト・ドラッグの流行以前から、ドラッグ統制における新たな役割をめざす警察が、外国人や若者のドラッグ使用へと徐々に注目を移していくことへとつながった。

ソフト・ドラッグの流行の社会問題化にともない、警察も精神医療関係者もドラッグ問題に積極的に対応するようになったことを示した第2章では、特に、警察が広範な住民層に様々な形で関与するようになった点に注目したい。この新たな知見は、ブランド政権が打ち出したドラッグの供給者と需要者を峻別した政策の基本理念とは異なり、現場の警察は需要者側にも積極的に関与したことを明らかにしたのもある。続く第3章は、先行研究が等閑視してきた、1970年代の西ドイツにおけるハード・ドラッグの流行が警察の統制活動に及ぼした影響を実証的に明らかにする中で、警察による実際の統制

活動が、1970年代初頭に打ち出された供給者と需要者を峻別しての対応というドラッグ政策の基本理念から一層乖離していったことを浮き彫りにする。こうした展開は、ブランド政権が打ち出した、警察は供給側の統制に特化するというドラッグ政策の基本理念では深刻化するドラッグ問題の現実に対応できず、そこから大きく逸脱する形で警察の統制が実践されたことを示していたのである。

第4章の主題である、1970年代以降のドラッグ問題の変化が依存治療のあり方に及ぼした影響もまた、ドラッグ史研究上の重大な空白であった。本章では特に、次の二点に注目したい。第1に、依存者の施設脱走や医療提供者に対する暴力行為に明白であるように、本章は、依存者たちが、依存治療体制の中で単なる受け身の存在などではなかったことを示したと言える。第2に、本章は、依存治療施設での過剰収容をもたらした要因のひとつに、警察による統制強化があったことを示した。NRW州警察は、ハード・ドラッグの流行が昂進すると、密売人のみならず使用者の捕捉も精力的に行なうようになり、検挙者数は特に1970年代後半に大きく増加した。逮捕者の多くに裁判所からの強制入院命令が出される中で、州内のある依存治療施設での入院事由ではこうした法律上の理由で収容される者の割合が8割から9割を占めるようになったのである。

付言すれば、本論文に結実した塚本君の研究の高い実証性、特に、貴重な史実の発見という研究上の貢献は、ドイツ本国でも既に認識され始めている。その証左が、本論文でのドラッグ依存治療に関する部分の一部（4章の約3分の2の部分など）から成る、ヴェストファーレンの地方史研究誌での査読付き学術論文(R. Tsukamoto, “Entwicklung und Krise des psychiatrischen Hilfesystems für Drogenabhängige in Westfalen von den 1960er Jahren bis in die 1970er Jahren”, in: *Westfälische Forschungen*, 66 (2016), S. 339–355)である。

このように、西ドイツのドラッグ史研究に多くの新たな知見をもたらした本論文であるが、口頭審査の場で指摘されたように、さらなる改善が望まれる点もある。まず、ドラッグ問題への対応に関して警察と精神医療という2つの分野を取り扱う本論文は、ドイツの警察史研究と精神医学史研究という従来分断された領域にまたがる総合的な研究となる可能性を有していたが、それを実現したものと評価するには、警察と精神医学のそれぞれの対応の関係性についての考察に物足りなさが残った。また、本論文が呈示する新たな知見が、ドラッグ史研究での既往研究の知見に対して何を問いかけるのかに関しても、いまひとつ突っ込んだ考察が欲しかった。さらに、そもそも依存者がドラッグに手を染めるようになってしまったのはなぜか、警察や精神医療専門家といったアクターたちはその機能を全うしたと評価できるのか、ドラッグ政策はブランド政権がめざし

## 論文審査の要旨

No.5

た社会的統合の失敗を意味すると言えるのか、といった疑問の考察があったとしたら、本論文の興味深さは一層増していたことであろう。しかしながら以上の不十分な点の指摘は、塚本君が今後、研究を深化させ発展させていく上での重要な示唆とも言えるものであり、本論文の価値を失わせるものではない。

以上の理由により、審査委員会は全員一致して、塚本遼平君の学位請求論文が博士（経済学）の学位を授与されるに十分値するものであるとの結論に達した。